

岩手労働局発表  
令和3年10月1日(金)

【照会先】 岩手労働局  
雇用環境・均等室(電話) 019-604-3010  
室長 渡邊 拓  
室長補佐 小野寺 一成

報道機関各位

## えるぼし(女性活躍)推進企業を認定!

岩手労働局(局長 いなはら としひろ 稲原 俊浩)は、女性活躍推進法に基づき、以下の2社を認定しました。

### 「えるぼし」認定企業



認定マーク  
えるぼし

#### ・株式会社 小松製菓(製造業・二戸市・258名)

##### 【認定企業からのコメント】

近年の雇用環境激変により社員採用、社員定着が当社の問題であったため、女性や若手が多く活躍していることを広く皆様に知っていただき、より女性や若手が活躍できる職場を提供したいと考え、今回えるぼし認定の取得に至りました。

有給休暇の取得については、経営トップから現場まで気兼ねなく有給休暇が取得できる環境、雰囲気作りとして、社長からの取得推進のメッセージ、総務部門からの有給休暇取得の進捗管理、現場では多能工化を図り誰かが休んでもカバーできる体制を構築いたしました。

当社は全社員の7割を女性が占め、育児休暇を経て復帰される方が多数おり、その方々を中心に積極的に管理経験、業務知識を習得いただき生涯活躍できる職場を目指していますので、女性の役職者登用を強化していきたいと考えています。

今後においても全社員が生涯活躍でき、働きやすい風通しの良い職場となるよう取り組んでまいります。

#### ・株式会社 めんこいメディアブレーション(サービス業・盛岡市・69名)

##### 【認定企業からのコメント】

地方の中小企業、かつ雇用が不安定なイメージがある労働者派遣業を営む当社にとって事業の継続、拡大を図るためには「優秀な人材を確保すること」が最大のテーマであり、広報強化、客観的な企業価値の向上、公共調達の加点点評価とえるぼし認定のメリットは当社の課題解決策に合致しており、継続的に取り組んでまいりました。

取り組み内容として、社屋入構管理システム、クラウド型勤怠管理システムの導入等を行い、労働時間管理を強化し、仕事と育児を両立しながら働く従業員が安心して働ける職場環境の整備も進めてきました。

今後は、管理職候補者の育成や能力開発に取り組み、女性管理職の登用を推進してまいります。

これからも、さまざまなライフスタイルや働き方の多様化に対応する取り組みを進め、従業員一人一人が働くことに喜びと誇りを感じることができる職場環境づくりと、それを通じて豊かな地域社会の発展に貢献することを目指してまいります。

※各企業の認定に係る取組状況は、別紙1~2のとおり

※認定制度等については、参照のとおり

「えるぼし」認定企業

## 株式会社 小松製菓

(代表取締役 小松 豊)

～全社員が生涯活躍でき、  
働きやすい職場づくりに取り組んでいます～



令和3年9月7日認定

所在地 二戸市

業種 製造業

労働者数 258人 (男性59人、女性199人)

■ 一般事業主行動計画期間 令和3年8月3日～令和6年3月31日 (3年7か月)

## 認定に係る取組状況

## 評価項目1【採用】

男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度(※)であること

※「採用における女性の競争倍率×0.8」が男性の競争倍率よりも低いこと

## 達成状況

正社員 女性：2.16倍 男性：3.18倍  $2.16 \times 0.8 = 1.73 < 3.18$ 倍

## 評価項目2【継続就業】

直近の事業年度の「女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数」が0.7以上であること

## 達成状況(平均継続勤務年数)

[正社員] 女性(A)：10.9年 男性(B)：13.9年  $A \div B = 0.78$   $0.78 \geq 0.7$ [パート社員] 女性(A)：13.0年 男性(B)：14.3年  $A \div B = 0.91$   $0.91 \geq 0.7$ 

## 評価項目3【労働時間等の働き方】

雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること

## 達成状況

各月とも45時間未満を達成(法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数の平均)

## 評価項目4【管理職比率】

直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること

## 達成状況

17.6% (産業平均値：7.6%)

## 評価項目5【多様なキャリアコース】

直近の3事業年度において、以下の2項目以上の実績を有すること(労働者数が300人以下の場合は1項目以上)

A 女性の非正社員から正社員への転換 B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換

C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用

## 達成状況

D 10名採用

「えるぼし」認定企業

## 株式会社 めんこいメディアブレン

(代表取締役社長 藤原 銀司)

～従業員が働くことに喜びと誇りを感じることができる  
職場づくりと、地域社会発展への貢献を目指しています。～



令和3年9月8日認定

所在地 盛岡市  
業種 サービス業  
労働者数 69人 (男性35人、女性34人)

■ 一般事業主行動計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日 (3年)

## 認定に係る取組状況

## 評価項目1【採用】

直近の事業年度において①と②の両方に該当すること

- ① 正社員に占める女性労働者割合が産業ごとの平均値 (平均値が4割を超える場合は4割) 以上であること
- ② 正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者割合が産業ごとの平均値 (平均値が4割を超える場合は4割) 以上であること

※正社員に雇用管理区分を設定していない場合は、①のみに該当すれば足りる。

## 達成状況

- ① 女性労働者の割合 41.3% (産業平均値 26.7%)

## 評価項目2【継続就業】

直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値以上であること

## 達成状況

正社員女性労働者の平均継続勤務年数 12.7年 (産業平均値 7.0年)

## 評価項目3【労働時間等の働き方】

雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること

## 達成状況

各月とも45時間未満を達成 (法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数の平均)

## 評価項目4【管理職比率】

直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること

## 達成状況

25.0% (産業平均値: 10.8%)

## 評価項目5【多様なキャリアコース】

直近の3事業年度において、以下の2項目以上の実績を有すること (労働者数が300人以下の場合は1項目以上)

- A 女性の非正社員から正社員への転換
- B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換
- C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用
- D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用

## 達成状況

- A 1名転換
- B 2名転換
- D 2名採用

- それぞれの分野で働きやすい職場環境をめざし、成果を上げている企業です。
- 岩手県内の認定企業は以下のとおりです（公表企業のみ掲載）。

参照



## くるみん・プラチナくるみん認定企業

一子育てサポートに積極的な企業です

	企業名	所在地	業種		企業名	所在地	業種
1	(株)日盛ハウジング	盛岡市	建設業	22	(株)東北銀行	盛岡市	金融業
2	岩手日化サービス(株)	盛岡市	建設業	23	(株)北日本朝日航洋	盛岡市	技術サービス業
3	宇部建設(株)	一関市	建設業	24	(株)中居都市建築設計	盛岡市	技術サービス業
4	(株)丹野組	二戸市	建設業	25	(株)プラザ企画(プラチナくるみん)★	奥州市	宿泊業
5	(株)水清建設	矢巾町	建設業	26	(国)岩手大学	盛岡市	教育学習支援業
6	社陵高速印刷(株)	盛岡市	印刷業	27	(学)岩手キリスト教学園	盛岡市	教育学習支援業
7	山口北州印刷(株)	盛岡市	印刷業	28	第一商事(株)	盛岡市	ビルメンテナンス業
8	(株)ベアレン醸造所	盛岡市	製造業	29	盛岡つなぎ温泉病院	盛岡市	医療福祉業
9	東北日東工業(株)	花巻市	製造業	30	(医)友愛会	盛岡市	医療福祉業
10	(株)長島製作所	一関市	製造業	31	(社福)岩手和敬会	盛岡市	医療福祉業
11	(株)富士通セレクトエレクトロニクス	一関市	製造業	32	(株)中央臨床メディエンス	盛岡市	医療福祉業
12	盛岡セイコー工業(株)	雫石町	製造業	33	(社福)若竹会	宮古市	医療福祉業
13	(株)エフビー	山田町	製造業	34	(社福)東和仁寿会	花巻市	医療福祉業
14	(株)岩手日報社	盛岡市	情報通信業	35	(株)グランツ	花巻市	医療福祉業
15	(株)テレビ岩手	盛岡市	情報通信業	36	(社福)和江会	北上市	医療福祉業
16	白金運輸(株)	奥州市	運輸業	37	(社福)いつつ星会	二戸市	医療福祉業
17	岩手スバル自動車(株)	盛岡市	自動車販売業	38	(社福)胆沢やまゆり会	奥州市	医療福祉業
18	(株)平金商店	盛岡市	卸小売業	39	(社福)ひたかみ福祉会	奥州市	医療福祉業
19	(株)菅文	二戸市	卸小売業	40	(社福)誠心会	葛巻町	医療福祉業
20	(株)岩手銀行(プラチナくるみん)★	盛岡市	金融業	41	(社福)九戸福祉会	九戸村	医療福祉業
21	(株)北日本銀行(プラチナくるみん)★	盛岡市	金融業	42	(社福)新生会	矢巾町	障害者福祉業



## えるぼし・プラチナえるぼし認定企業

一女性の活躍が進んでいる企業です

	企業名	所在地	業種		企業名	所在地	業種
1	(有)オーツー	盛岡市	建設業	12	(株)吉田測量設計	盛岡市	専門・技術サービス業
2	(株)佐々木組	一関市	建設業	13	(株)プラザ企画(プラチナえるぼし)★	奥州市	宿泊業
3	(株)ベアレン醸造所	盛岡市	製造業	14	(学)岩手キリスト教学園	盛岡市	教育学習支援業
4	(株)小松製菓	二戸市	製造業	15	岩手江刺農業協同組合	奥州市	複合サービス業
5	(株)ワイズマン	盛岡市	情報通信業	16	第一商事(株)	盛岡市	ビルメンテナンス業
6	(株)システムベース	北上市	情報通信業	17	(社福)永友会	盛岡市	医療福祉業
7	(株)岩手銀行	盛岡市	金融業	18	(社福)とおの松寿会	遠野市	医療福祉業
8	(株)東北銀行	盛岡市	金融業	19	(株)中央臨床メディエンス	盛岡市	医療福祉業
9	イオンスーパーセンター(株)	盛岡市	小売業	20	(医)勝久会	大船渡	医療業
10	(株)ライブリー	北上市	小売業	21	(株)めんこいメディアプレーン	盛岡市	サービス業(他に分類されないもの)
11	(株)薬王堂	矢巾町	小売業	22			

お問い合わせは  
岩手労働局

くるみん、プラチナくるみん、えるぼし、プラチナえるぼし認定については  
雇用環境・均等室 (TEL:019-604-3010)

# 【くるみん・プラチナくるみん】

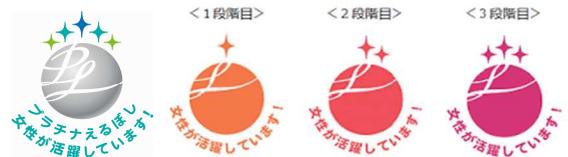


次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度。一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画的に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。また、くるみん認定を既に受け、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み高い水準の取組を行っている企業は、プラチナくるみん認定を受けることができます。

## ○主な認定基準

- ・行動計画に定めた全ての目標を達成したこと
- ・計画期間内に男性の育児休業取得率が7%以上であることまたは育児休業取得者及び小学校就学前の子の育児休業等に類似した企業独自の休暇制度の利用者の割合が15%以上であり、かつ育児休業取得者が1人以上いること（従業員数300人以下の事業主の特例あり）
- ・計画期間内に女性の育児休業取得率が75%以上であること（従業員数300人以下の事業主の特例あり）
- ・計画期間の終了日の属する事業年度において、フルタイム労働者等の法定時間外、法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であり、かつ月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと
- ・3歳から小学校入学前までの子を持つ労働者対象の勤務時間短縮の措置等を講じていること
- ・所定外労働の削減措置や年次有給休暇の取得促進措置などを、成果に関する具体的目標を定めて実施していること

# 【えるぼし・プラチナえるぼし】



女性活躍推進法に基づく認定制度。自社の女性の活躍に関する状況把握・課題等を解決するための取組に関する行動計画の策定・公表を行い、その取組の実施状況等が優良な事業主は、申請により厚生労働大臣の認定（えるぼし認定）を受けることができます。また、えるぼし認定を既に受け女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が特に優良である企業は、プラチナえるぼし認定を受けることができます。

## ○主な認定基準 以下の評価項目1から5を満たす項目数に応じて、取得できる認定段階が決まります。

【評価項目1：採用】(区) ※(区)の表示のある項目については、雇用管理区分ごとに把握を行うことが必要  
次の(i)と(ii)のいずれかに該当すること

(i) 男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度であること

(ii) 直近の事業年度において、次の①と②の両方に該当すること

① 正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値(平均値が4割を超える場合は4割)以上であること

② 正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値(平均値が4割を超える場合は4割)以上であること

【評価項目2：継続就業】(区)

(i) 直近の事業年度において、次の①と②のいずれかに該当すること 等

① 「女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ7割以上であること

② 「女性労働者の継続雇用割合÷男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ8割以上であること

【評価項目3：労働時間等の働き方】(区)

直近の事業年度の各月ごとに、雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が全て45時間未満であること

【評価項目4：管理職比率】

直近の事業年度の管理職に占める女性労働者の割合が別に定める産業ごとの平均値以上であること 等

【評価項目5：多様なキャリアコース】

直近の3事業年度のうち、以下について、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主は2項目以上(非正社員がいる場合は必ずAを含むこと)常時雇用する労働者数が300人以下の事業主は1項目以上の実績を有すること

A 女性の非正社員から正社員への転換

B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換

C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用

D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用